

交第1号議案

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月4日提出

横浜市 市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「11円40銭」を「16円80銭」に改め、同条第2号中「151円」を「285円」に改める。

附 則

この条例は、企業管理規程で定める日から施行する。

提 案 理 由

乗合自動車の乗車料金を改定するため、横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正したいので提案する。